

埼玉観光株式会社が運行するコミュニティバスの運賃について

人件費や物価高騰への対応のほか、民間路線バス事業者の運賃改正に併せ、他の事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないよう運賃を改めるため、道路運送法第9条第5項の規定に基づき、運賃に関する意見を募集するものです。

1 運賃設定の内容

(1) 運賃案

別添運賃表のとおり

(2) 運賃設定の考え方

三郷市内の「新三郷駅」～「彦郷小学校前」のほか、計15か所において、他の民間路線バスの停留所が重複することとなります。同じ区間の運行に対して、運賃に乖離が生じることから、重複する区間の民間バス事業者との競合を避けるため、民間バス事業者の初乗運賃に合わせて運賃を設定しようとするものです。

民間路線バスとの競合状況

	現行（埼玉観光）	東武バスセントラル	メートー観光	マイスカイ交通
運賃 (大人)	初乗180円	初乗200円 (220円に変更予定)	初乗170円 (3月末廃止)	初乗160円





○コミュニティバスの導入に関するガイドライン(国土交通省) (抜粋)

3. コミュニティバスの導入に際し留意すべき事項

(1) 基本的な考え方

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バス（一般乗合旅客自動車運送事業者が運行するコミュニティバス以外の路線定期運行をいう。以下同じ）を補完し、これと一体となって当該地域の交通ネットワークの一部を形成するものであることから、その導入にあたっては、路線、区域、運行時刻等において路線バスとの整合性を図るよう十分留意する必要がある。

(4) 運賃及び料金等

一般乗合旅客自動車運送事業者に委託して運送を行う場合の運賃及び料金については、他の旅客自動車運送事業者との間に不当競争を引き起こすおそれがないこと、財政負担を踏まえつつ、安全運行に必要な費用を確保できること及び持続的な運行が可能であることにつき、十分に検討する必要がある。

2 事業計画案

(1) 運行事業者

埼玉観光株式会社

(2) 運賃改定実施予定日

令和 8 年 3 月 28 日から

(3) 運行区間

新三郷駅西口—ピアラシティ—三郷中央駅—三郷市役所—三郷駅南口
(変更なし)

(4) 運行便数

平日計 19 便 (変更なし)

(5) 運行車両

小型バス (変更なし)

3 運行経路

以下のとおり（変更なし）

